

## 令和7年度第1回大規模小売店舗立地審議会議事録

日 時：令和7年5月22日（木）10時00分～11時00分

場 所：徳島県職員会館 第2会議室

議 題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議

「徳島ターミナルビル」の変更届出

「ハローズ国府店」の新設届出

出席委員：名田委員、兵頭委員、内田委員、吉田委員、岡部委員、藤代委員、瀧川委員

県出席者：（事務局）経済産業部 企業支援課

（大規模小売店舗立地連絡会員）関係各課

### ■議題1

#### 「徳島ターミナルビル」の変更届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委 員：店舗面積について、飲食店の面積も含めるのか。

事務局：飲食店の店舗面積は含めず、小売店舗の面積の合計となっている。

委 員：閉店時間の変更について、変更前は一部の店舗で午後10時までとなっているが、変更後はすべての店舗で午後10時までとなるのか。

事務局：徳島ターミナルビルとしての変更届出の閉店時間が午後10時までとなっており、店舗によっては午後10時まで営業するところがあれば、それよりも早く閉店するところもあり、店舗ごとに閉店時間は異なる。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

（質問、意見なし）

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としては無しといたします。

→意見なしで終了

### ■議題2

#### 「ハローズ国府店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：A 1 や A 2 敷地間に関しては歩行者自転車専用の出入口があるが、A 2 敷地と B 敷地間に関しては歩行者専用の出入口はないのか。

事務局：図面では少しわかりづらいが、B 1 の出入口には歩行者出入口を設けている。

委員：国道から左折入庫する車と A 2 から B 敷地間を移動する歩行者が錯綜することが予想されるので、出入口に路面表示などがあったほうがよいのではないか。

事務局：車両に対して付近の歩行者に注意するような看板を各出入口に設置予定。また、忙しい時期などには交通整理員に、危険がないよう誘導を行ってもらうなどの対策を講じる予定。路面表示を追加するとなると事業者と道路管理者との協議が必要となってくる。

委員：ここはすごく危ないと思うので、各敷地を移動する方の安全を確保を徹底していただきたい。

委員：B 敷地の店舗は午前 7 時から午後 9 時 30 分の営業となっているが、駐車場に関しては 24 時間利用可能なのは A 敷地と B 敷地も一体化だからという考えなのか、B 敷地の 24 時間利用可能なのは必要性を感じられない。

事務局：A 敷地の店舗の営業時間と合わせるため、B 敷地の駐車場も 24 時間利用可となっている。設置者からは需要がなければバリカーチェーンで閉鎖するなども検討していると聞いている。

委員：B 敷地の駐車場は必要がなければ閉鎖することによろしいか。（異議なし）

委員：ほかの委員の方も仰っているが、B 敷地の収容台数は A 2 分の駐車場も考慮しておりそもそも敷地間の横断を前提をしている上に、A 1 敷地の隣の出入口も近いので、車の出入りも多く一層危ないので、その辺は強く言ってもらいたい。

委員：先ほどは横断歩道の設置は難しいという判断になりましたが、「道路管理者と協議して横断歩道の設置を検討してください」と言った方がよいかと思いますがいかがでしょうか。（異議なし）

委員：B 敷地について、駐車場が 24 時間利用可に対して、照明がほとんどないため夜は得に危ないと思う。

委員：24 時間利用可であれば、照明をつけるべきですね。

委員：B敷地の騒音対策の「速度10km以下」の看板が西側を向いていて、敷地に入ってきた車がすぐに確認できないため、位置の変更が必要ですね。

また、A1敷地の「左折でお帰りください」の看板が、国道を左折するような指示であるが、隣の出入口A2-3について右折できないのではないかと勘違いしてしまうため、位置の変更が必要。

事務局：看板北側に緑地があり、大店法上、緑地の上には看板をできるだけ設置しないようになっているため、移動は難しいと思われる。

委員：ではこちらの看板に「国道192号線を左折」という文言に変更というのでお願いできませんでしょうか。

事務局：承知しました。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の4つの意見について、知事宛に申し添えることとします。

- ① A1敷地からA2敷地およびA敷地からB敷地を移動する歩行者の安全の確保のため、横断歩道などの設置を積極的に検討いただきたい。
- ② B敷地の駐車場について、需要がなければ24時間利用可とせず、B敷地店舗営業時間外は閉鎖を検討いただきたい。
- ③ B敷地について、駐車場を24時間利用可とするならば照明の追加をお願いしたい。
- ④ A1敷地の国道192号線への左折に関する看板の文言の変更とB敷地の駐車場内の速度10km以下をお願いする看板の設置場所の変更を検討いただきたい。

→意見なしで終了